

文書質問答弁書（第369回定例会）

中 里 理 香 議員

質問事項 No.1

「矢板市子ども未来基金」活用アンケート結果について

答弁

令和2年12月に市内小中学校のPTA役員160名を対象に実施しました「矢板市子ども未来基金」活用アンケートにつきましては、回答数78名、回収率48.75%でありました。基金の活用用途について1人につき3項目まで回答を選択するよう求めたところ、「予防接種助成の拡充」が、57人で73.08%と最も多い回答でありました。次いで「給食費助成の拡充」が、55人で70.51%と僅差で続きました。「現物給付に変更」は、14人で17.95%と全体の6番目にとどまりました。「現物給付に変更」という回答が少数であったことから、本市における子ども医療費助成については、「償還払い」を継続することとしました。

その一方で、子ども医療費助成の郵送申請の認知度が低かったため、ホームページや給食費一部補助のチラシへ申請方法を掲載したり、市内医療機関に備え付けの郵送用封筒の色を本年5月から黄色に変更するなどして、その周知に努めております。

基金の活用用途につきましては、本年度新たに「矢板市小学生及び中学生クラブ活動支援事業補助金」への活用も予定しております。アンケート結果を基に、「給食費助成の拡充」についても今後検討してまいりたいと考えております。

矢板市子ども未来基金については、今後も「現物給付」に代わる効果的な本市独自の子育て支援施策への柔軟な活用を検討し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

(子ども課)

質問事項 No.2

東小学校の整備検討について

答弁

令和2年7月に策定した矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画に基づき、令和4年4月に豊田小学校、令和5年4月には川崎小学校の一部を東小学校へ統合することとなっております。

統合に当たり、東小学校の校舎と体育館は、約30億円の事業費を投じ、国庫補助等を活用しながら長寿命化改修を行う予定であります。「長寿命化改修」とは、経年劣化による損耗・機能低下回復のための改修工事、主要な設備機器の更新及び建物の耐久性を向上させる工事を行うもので、学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法であり、文部科学省では今後の老朽化対策の方向性として、積極的に推進しているものです。

この改修方法のメリットは、建替えと比較して、国庫補助が多く見込まれることや、構造体の工事が減少するため、工事費用が大幅に縮減でき、コストを抑えながら建替えと同等の教育環境の確保が可能となることなどが挙げられます。

今回の東小学校においては、老朽化対策を行うとともに、校舎については、エレベーター設置など施設のバリアフリー化、照明のLED化や特別教室等への空調設備の設置等、体育館については、トイレの洋式化や空調設備の設置等、現代の教育環境にふさわしい機能を備えた施設としての整備を実施いたします。

また、整備スケジュールについては、令和4年度に基本計画、令和5年度に基本設計・実施設計を経て、令和6年度から仮設校舎建設等の工事に着手し、令和7年度に普通教室棟と体育館、令和8年度から管理教室棟の工事を実施し、令和9年度中の完

成を目指します。

(教育総務課)

質問事項 No.3

I C T教育について

答弁

本市では、平成30年度に全教職員にタブレット端末を1人1台配備し、県内他市町に先駆け研修を重ねてまいりました。そして、令和2年度には、県内でトップを切って市立全小中学校の児童生徒に1人1台タブレット端末を配備し、公立学校では全国初となる学校電子図書館を導入するなど、I C T教育の推進に力を入れております。

現在、学校においては、タブレット端末で問題を解くと、その解答を人工知能が分析し次に取り組むべき問題を自動で出題する「A I型ドリル教材」、全教室に設置されている大型提示装置と組み合わせて、情報を共有しながら双方向性のある授業を実現し学びを深めることができる「協働学習ソフト」などを、授業や家庭学習等で有効活用しております。さらに、タブレット端末で教科書にある教材を操作することや、動画を見たりすることができる「デジタル教科書」を活用する文部科学省の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」にも積極的な参加をし、市立全小・中学校では1教科分ずつ導入しております。また、長期休業中には、オンライン授業の予行演習も行いました。これらを受けて本年7月の全児童生徒アンケート調査によると、9割以上が「タブレット端末を使った授業はわかりやすい」と回答しております。

市教育委員会では、本年度も引き続き教員のI C T活用指導力の向上も図っております。4月から6月にかけては、毎週金曜日の放課後に教職員向けのオンライン研修

を行い、8月には、宇都宮大学教授を招き各学校でのICT活用の実践を紹介し合い講評を得て、利用できるようにしております。

今後も、「AI型ドリル教材」や「デジタル教科書」などの契約更新については、各学校の活用状況と費用対効果等を検証しながら、ICTを積極的に活用することで、児童生徒の学びの充実を図ってまいります。(教育総務課)

質問事項 No.4

県立高校林業科設置について

答弁

本市の基幹産業である林業におきましては、従事者の高齢化と担い手不足が大きな課題となっております。

そのため、本市といたしましては、林業・木材産業成長化推進協議会を通しまして、新規人材の確保・育成に向けたセミナーの開催やPR事業、林業従事者支援事業による林業労働に必要な費用の支援、県林業・木材製造業労働災害防止協会主催の「林業基礎トライアル研修」に参加する矢板高校生への支援など、人材の確保・育成に取り組んでいるところでございます。

なお、「林業基礎トライアル研修」の実績としましては、昨年度は定員枠の10名が参加、本年度は17名の定員枠を超えた21名の参加申込があり、大変盛況な状況であると受け止めております。

このような状況のもと、本年度の「鹿沼・日光・塩谷地区ブロック別市町村長会議」におきまして、県の林業大学校設置に連携する取組として、県立鹿沼南高校を例に、矢板高校へ林業人材育成コースを設置し、林業就業の促進に当たるよう要望いたしま

した。また、同様の内容につきまして、7月6日に市長自ら県教育委員会へ出向いて要望活動を行いました。

林業の人材確保・育成は、本市林業を持続可能なものにしていくためにも重要な課題と捉えておりますので、引き続き、あらゆる機会を通じて要望活動を行ってまいりたいと考えております。

(農林課)

掛 下 法 示 議員

質問事項 No.1

太陽光発電事業に係る市の関わり方について

(1) 市内太陽光発電事業の見える化について

答弁

事業用として整備された太陽光発電設備の情報に関しましては、50kW未満の施設も含め、国で一括管理しており、資源エネルギー庁の再生可能エネルギーに関するホームページから閲覧可能となっております。

本市におきましては、50kW未満の施設が421件、50kW以上の施設が26件整備済みとなっており、認定された施設の具体的な設置場所や発電出力、設置事業者の情報なども公開されており、市内の太陽光発電施設の現状を把握するには、十分な情報量と考えております。

つきましては、市独自の見える化は考えておりません。 (生活環境課)

質問事項 No.1

太陽光発電事業に係る市の関わり方について

(2) 県指導指針に係る市の対応について

答弁

「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」は、太陽光発電事業者に、適切な事業実施のための自主的な取組を促し、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として、平成30年2月に策定されております。

本市の対応状況でございますが、国の事業計画策定ガイドラインや県の指導指針、その他関係法令等に基づき事業概要書の受付、指導、地域住民への事業説明に関する相談への対応を行っているところです。

議員御指摘の、平成29年3月以前の認定施設等につきましても、平成28年度から県と共同で、施設の安全性等の確認を行う安全パトロールを実施しており、必要に応じ事業者に対し、注意喚起を行っております。 (生活環境課)

質問事項 No.1

太陽光発電事業に係る市の関わり方について

(3) 既存の50kW未満の太陽光発電所について

答弁

50kW未満の太陽光発電所におきましては、現在、県の指導指針の適用対象外となっていることから、本市におきましても、大雨時の土砂流出、雑草等の繁茂、地域住民への事前説明がないまま工事を始めるなどの事案も発生しております。

そこで、50kW未満の太陽光発電事業におきましても、県の指導指針を参考に事業を実施するよう、事業者に対し、注意を促しております。

今後とも、それらの問題を未然に防止し、地域との調和を図った事業を推進してもらうため、事業者からの事前相談や事業概要書受付の段階で、適正な土地利用や関係法令の遵守、地元関係者への説明等を徹底させるべく、県と連携しながら取り組んでまいります。 (生活環境課)

質問事項 No.1

太陽光発電事業に係る市の関わり方について

(4) 地域との調和に関する条例の制定について

答弁

50kW未満の太陽光発電施設につきましては、稼働後に事業者が変わった後の問題対応等を考慮しますと、土地利用計画や地域住民への事業説明を確認するなど、事業者との事前協議が非常に重要であると認識しておりますので、県の指導指針の対象外となる50kW未満の太陽光発電施設におきましても、事業者から相談があれば、県の指導指針を参考に事業計画を立案するよう、指導しているところでございます。

そのような中、県内において、太陽光発電事業と地域との調和に関する条例を制定している市町もございますが、本市における当該条例の制定につきましては、議員御提案の条例を制定している県内の状況を踏まえ、その是非について、更なる調査・研究を重ねてまいります。

(生活環境課)

神 谷 靖 議員

質問事項 No.1

メンタルヘルス対策について

答弁

厚生労働省によると、昨年の自殺者は、前年と比較して増加しております。

その背景には、経済的問題、勤務問題、家庭問題、学校問題などのさまざまな要因が複雑に絡まりあい、自殺で亡くなった方の約9割がうつ病等の健康問題を抱えていると言われております。

矢板市では、昨年3月に「気づき つなぎ 支えあうまち矢板」を基本理念とした『矢板市自殺対策計画』を策定して、中学生を対象にした心の健康教室、保護者や民生委員などを対象にしたゲートキーパー養成講座の開催、相談窓口及び心の健康に関するパンフレットの配布など自殺予防の普及啓発を行っております。

特に、心の病の背景にある諸問題の解決に向けた相談窓口のパンフレットを市窓口のほか市内スーパーに設置させていただき、電話やSNSを通じた相談窓口の周知に努めております。

今後は、市ホームページにおいても更なる周知を行い、悩みを抱えている方が早期相談、早期受診につながるよう取り組んでまいります。 (健康増進課)

質問事項 No.2

通学路の安全対策について

答弁

通学路の安全確保については、毎年「矢板市通学路交通安全プログラム」に基づき、

危険箇所の把握、合同点検を行い、関係機関が連携して対策を講じることにより、子どもたちが安全に通学できるよう、取り組んでおります。

本年6月の千葉県八街市の事故を受けて、文部科学省などは通学路の合同点検を実施することを決めました。それを受け、本市においても「矢板市通学路交通安全プログラム」にのっとり、小学校ごとに通学路の危険箇所を再調査し、8月27日と9月2日に学校、警察及び道路管理者等と緊急合同点検を実施し、市内11箇所の現場確認を行ったところであります。

今後は、その結果を踏まえ、地域住民、学校関係者や関係機関等で構成する矢板市通学路安全対策推進協議会を開催し、今回の調査で、学校から危険箇所として報告が上がった場所の対応を協議する予定でございます。対応策については、歩道整備や防護柵設置等が必要な場合は道路管理者による対応、即対応が難しい場合は、警察や地域の協力を得ながら登下校の指導を行うなど、各ケースに応じて対策・改善を行います。また、対策協議後の情報につきましては、市ホームページにて公表し、危険箇所の情報共有を図ることにより、通学路の安全性向上に努めてまいります。

(教育総務課)

質問事項No.3

行政のデジタル化について

答弁

行政のデジタル化は、近年のデジタル技術の著しい進展や、コロナ禍における新しい生活様式への対応に鑑み、今後の行政運営を考える上で、不可欠なものでございます。

そのため、本市におきましては、国の定める「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、また、県の定めた「とちぎデジタル戦略」を踏まえながら、本市全体のデジタル化に向けた取組を「矢板市デジタル戦略」と位置付け、本年度中に策定したいと考えております。

この「矢板市デジタル戦略」は、行政と地域に係るデジタル化を推し進めていくものでございまして、本年7月に総務省から提示された自治体DX推進手順書に沿って策定してまいります。

つきましては、「矢板市デジタル戦略」策定を通して、行政のデジタル化に取り組み、行政サービス向上へ向けて、総合的かつ戦略的に進めてまいりたいと考えております。

(デジタル戦略課)

櫻井 恵二 議員

質問事項No. 1

矢板駅西側の地籍調査の進捗状況について

答弁

矢板駅から矢板中央高校・矢板中学校付近までの駅西市街地につきましては、公図と現況の乖離が大きい地図混乱地域となっているのは御承知のとおりであります。

このような中、地籍調査事業につきましては、比較的その程度が軽い、あるいは地積測量図等の資料が揃う実施可能な範囲を抽出し、平成30年度から本年度までに扇町一丁目・鹿島町・本町・上町・矢板地内の約62haに着手しております。また、来年度は上町及び扇町二丁目の一部約22haを実施予定であり、これにより塚原川西側の範囲については、ほぼ着手済となる予定であります。

残る矢板駅から矢板中央高校に至る扇町一丁目・二丁目約48haの範囲については、地図混乱の程度が著しく、通常的地籍調査の実施は困難なことから、その対応について、宇都宮地方法務局及び大田原支局の職員を交えた打合せを本年4月に行いました。

その際、本市担当において作成した現況図面を提出しました。この図面は、明治時代からの土地台帳や閉鎖登記簿、登記申告書及び申請書、和紙公図、字切図等、矢板市役所及び大田原支局において入手可能な全ての資料を検討したほか、航空写真や郷土史書なども参考とし、地図混乱地域で登記簿が存在する全ての地番を落とし込んで作成したものです。

現在これを宇都宮地方法務局において精査していただいている状況であり、今後適時の打合せにおいて方向性を話し合っていく予定であります。 (地籍整備課)

質問事項 No.2

片岡駅東側の将来像について

答弁

片岡地区の市街地整備につきましては、片岡駅橋上化事業、片岡駅西口通り及び東西駅前広場の整備に重点的に取り組んできました。また、国道4号の4車線化、片岡西通り及び塩谷喜連川線の早期整備完了を、国・県連携のもと促進しているところがあります。

片岡地域の将来像といたしましては、産業と生活の共生による活力の創出と、環境保全に配慮した地域づくりであります。その実現のため、都市計画マスタープランに掲げる方策の実現に努め、特に、整備未着手である大谷津通りの事業化を図るべく、実施主体である県にあらゆる機会を通して整備要望を働きかけてまいります。本年度もこれまでに、県への市長要望活動において早期事業化を要望したほか、「とちぎの道現場検証」においては、地元行政区長ほか関係機関立会いのもと、早期整備を求める地元区長らの要望に加え、市としても改めて早期事業化を要望いたしました。大谷津通りの整備により、道路ネットワークが強化され、矢板南産業団地及び塩谷町方面への交通利便性向上と、周辺の交通渋滞緩和が期待できると考えます。

議員御質問の、片岡駅東側地域の将来像については、これらの整備の推進により、駅東側地域の整備の必要性は極めて高まると認識しております。しかしながら、この地域は公団混乱地域でもあることから、地域の土地所有者の理解を得ながら、片岡駅東口通りのあり方も含め、有効な土地利用を図るための整備手法についても、調査検討してまいりたいと考えております。

(都市整備課)

質問事項 No.3

指定管理施設について

(1) 山の駅たかはらの経営状況について

答弁

まず、第1四半期の実績であります。利用者数が24,843名、レストランや売店等での売上高が約723万円でありました。コロナ禍前の令和元年度と比較しますと、令和2年度は約2割まで落ち込みましたが、本年度は利用者数、売上高共に約8割とV字回復の傾向にあります。次に、7月の実績につきましては、利用者数が5,778名、売上高が約162万円であり、令和元年度の同月を上回る結果となりました。

V字回復の要因としましては、コロナ禍における密を避けた余暇の過ごし方として八方ヶ原エリアが選ばれたこと、また、指定管理者による新たなお土産品の開発や、メディアによる山の駅のPRにより、利用者の回復が図られたものと推察いたします。

議員御指摘の駐車場の不足につきましては、年間を通じても一時的なものでありますことから、中長期的な課題として捉えております。市といたしましては、まずは八方ヶ原への集客事業を充実するとともに、山の駅の売上げにつながる商品開発等に、指定管理者と連携して取り組んでまいります。(商工観光課)

質問事項 No.3

指定管理者施設 について

(2) 城の湯温泉センターの経営状況について

答弁

令和3年度第1四半期において、来場者数前年比は163.9%ではあるものの、コロナ禍前である前々年比では51.8%と非常に厳しい状況が続いております。

城の湯温泉センターを含めた「城の湯やすらぎの里」は、平成29年度に国の地方創生拠点整備交付金を活用した改修工事を実施いたしました。

そのような現状で、議員提案の施設の「売却」を実施することには、交付金の返還や、起債の繰上償還の可能性があります。

また、「無償貸付」についても、交付金を充てている施設を無償で貸付することが妥当かどうかは慎重に判断しなければならないと考えております。

現在の緊急事態宣言を受け、ますます厳しい状況にはなっておりますが、市といたしましては、引き続き指定管理者と連携を図り、指定管理者制度による運営に努めてまいりたいと考えております。

(社会福祉課)

小 林 勇 治 議員

質問事項 No.1

コロナ禍の下での高齢者の健康づくりについて

答弁

本市においても、新型コロナウイルスの影響で、運動や社会参加の機会の減少から虚弱状態となった高齢者が、外出自粛が長引くことで、更に心身の機能が低下し、介護が必要な状態になることを懸念しております。

そこで、本年4月に、75歳以上の要介護認定を受けていない在宅の高齢者を対象に、身体や認知面の機能低下などの課題を把握する目的で「元気度チェック」の調査を行い、早期に虚弱状態の方を発見し、各種介護予防教室等につなげているところで

す。

また、市や地域包括支援センターの看護師等の専門職による個別の訪問支援のほか、自宅で行える簡単な運動や栄養管理、口腔体操こうくうなどの内容を中心とした介護予防の情報を、複数回にわたり広報紙に掲載し、周知を図っております。

さらに、敬老会が新型コロナウイルスの影響により中止となったため、高齢者の脳力トレーニングに活用できる、矢板市オリジナルの介護予防テキスト『ともなり脳トレのすゝめ』を作成し、敬老祝品の一つとして、敬老会被招待者にお配りする予定です。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、各種介護予防教室等の再開や個別支援、継続的な介護予防活動の周知・啓発など、感染予防と活動のバランスを取りながら、高齢者の心とからだの健康づくりに努めてまいります。 （高齢対策課）

質問事項 No.2

ため池の防災対策について

答弁

本市におけるため池ハザードマップは、平成30年7月の西日本豪雨災害を教訓に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、昨年5月に1か所、本年4月に7か所を公表し、対象8か所全ての公表が完了したところでございます。

その内容につきましては、避難に関する基本的な情報から、各ため池が決壊した際の浸水想定区域や到達時間などが掲載されております。

このハザードマップを活用した防災対策につきましては、市のホームページにも掲載し、広く情報を発信し利活用していただくとともに、各ため池の浸水想定区域にお住まいの世帯には、直接ハザードマップを配布いたしました。

今後とも、引き続き浸水想定区域に居住されている方々を中心に、ハザードマップの利活用の促進に努め、災害時の迅速な避難や備えに対する意識の向上を促してまいります。また「矢板市防災ハザードマップ」の次期改定時に併せて、ため池に関する情報掲載も検討してまいりたいと考えております。 (農林課)

質問事項 No.3

道路整備について

(1) 国道4号の4車線化に伴う市道整備について

答弁

国道4号と市道との全ての交差点につきましては、管轄する宇都宮国道事務所と協

議を進めており、国道4号拡幅事業の影響範囲は、原則的に本市が費用を負担することなく、国の直轄施工にて実施されることになっております。

小林議員御質問の、国道4号と立体交差する市道前岡3号線、境林・後岡1号線及び後岡・梶ヶ沢1号線は、国道4号を挟んで東西を連絡するための重要な路線であります。前岡と後岡のボックスカルバートは、狭あいであり交互通行を余儀なくされております。

こちらについては、事業に併せ対面通行ができる内空幅を確保したボックスカルバートの整備を要望し、それに伴う影響範囲まで国の負担で施工されるよう協議を進めております。

詳細な案件につきましては、引き続き国と協議、連携を図り、円滑な事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。 (都市整備課)

質問事項 No.3

道路整備について

(2) 市道東町鹿島町1号線と国道4号との交差部西側における浸水対策について

答弁

市道東町鹿島町1号線と国道4号との交差部西側の雨水は、国道4号を横断する排水施設により東側の新堀川へ放流されておりますが、豪雨のたびに当該交差部西側が冠水しております。その要因は、平成17年度に国土交通省にて施工しました国道4号拡幅及び情報管等共同溝整備事業実施に伴い、排水施設敷設替工事を施工したことにより排水施設の勾配等が改変され、流下能力が低下したことにあります。

そのため、平成29年度には道路管理者、交通管理者等が一堂に会する「とちぎの

道現場検証」調査箇所として課題解決の必要性を共有しました。

また、応急対応として市道側溝への排水向上のための部分的改修などを実施してきたところですが、抜本的に冠水を解消するには、国道4号から新堀川までの排水系統、流下能力に見合う断面、勾配等を有する施設の全面改修を行う必要があります、宇都宮国道事務所に冠水状況調査報告書を提出の上、国道4号の4車線化拡幅事業実施時にあわせて改修いただくことで、協議調整を進めているところです。 (建設課)

質問事項 No.3

道路整備について

(3) 市道木幡安沢1号線の整備について

答弁

国道4号から一般県道下河戸片岡線を結ぶ市道木幡安沢1号線のうち、東北新幹線高架部から一般県道下河戸片岡線までの約1.3km区間は、塩谷広域行政組合環境施設「エコパークしおや」整備に伴う地域還元事業として、平成28年度から整備事業を開始いたしました。

令和元年度より東北新幹線高架部から一般県道下河戸片岡線に向かって道路改良工事に着手し、令和2年度からは事業の更なる推進のため、「防災・安全社会資本整備交付金」制度も活用し、これまでに約460mの区間が完了したところでございます。

本年度の事業につきましては、総事業費約2億1千7百万円として、前年度に引き続き、道路改良工事約200mと用地取得を予定しているところであり、残りの区間につきましても、早期の完成を目指して重点的に取り組んでまいりたいと考えております。 (建設課)

高瀬由子議員

質問事項 No.1

オリンピック、パラリンピック後のスポーツツーリズム推進について

—「夢を持てるまち矢板」へ—

答弁

アスリートの経験を共有することは、子どもたちがスポーツへの関心を高め、夢や目標を持って成長するきっかけとなると認識しております。

本市では、聖火ランナーを務めた本市在住のパラリンピアン加治佐博昭氏の協力を得て、6月に市立小中学校において聖火トーチを巡回させオリンピックを身近に感じるとともに、東小学校で講演会を開催し、目標に向かって努力を重ね、夢を実現したアスリートの経験を共有する機会を提供しました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症が厳しい状況ではありますが、国体開催を契機にした講演会や講習会の開催など、子どもたちがスポーツへの関心を高める機会を確保していきたいと考えております。

また、スポーツツーリズム事業については、本年度から法人化された矢板市観光協会において推進してまいりますので、生涯スポーツを推進する行政としては、スポーツに関心を持った子どもたちがスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な関わり方において、指導者の育成やスポーツクラブの支援等「ささえる」役割を担っていくことで、スポーツツーリズムの推進につなげてまいりたいと考えております。

(国体・スポーツ局)

質問事項 No.2

小中一貫英語教育について

—子どもたちの「輝ける将来」のために—

答弁

現在の、本市の小学校における英語教育は、ALTを全ての小学校に配置し、担任とALTとのチームティーチング方式で授業を行うとともに、英語の教員免許を持つ英語専科教員を全ての小学校に配置して、学校での英語教育の環境は整っている状況です。

また、中学生対象の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大から、海外派遣事業を当面中止し、その代替事業として英語検定学習講座を開設いたしました。これは市内在住の全中学生を対象として、リスニングや英語の面接など、実技の分野もサポートし、英語力の習得と、目標とする英語検定の合格を目指すとともに、学校以外でも英語を学習する機会を増やし、グローバルな社会に対応した国際性豊かな人材を育成する取組と考えております。

小中連携・一貫の観点から英語教育を考えますと、長いスパンで計画的に英語学習に取り組んでいくことは、語学習得の上で有効な取組でありますので、今後、小学生を対象とする英語学習講座につきましても検討してまいります。 (教育総務課)